

亀山市告示第130号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和6年7月9日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21962
- 3 路線名 本町18号線
- 4 道路の区間
  - (1) 起点 本町四丁目784番4地内
  - (2) 終点 本町四丁目784番4地内
- 5 供用開始の期日 令和6年7月 日

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21963
- 3 路線名 川合52号線
- 4 道路の区間
  - (1) 起点 川合町字長妻1233番1地先
  - (2) 終点 川合町字長妻1229番19地先
- 5 供用開始の期日 令和6年7月 日

第3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21964
- 3 路線名 川合53号線

#### 4 道路の区間

(1) 起点 川合町字長妻1229番4地内

(2) 終点 川合町字長妻1229番4地内

5 供用開始の期日 令和6年7月 日